## 議案第十三号

一部を改正する条例につ

|朝町税条例の一部を次のように改正するものとする

昭和三十六年三月十一日提出

三朝町長

昭和三十六年 三 月十七日 原案可決

坂 出 稚

三朝町議會議長加藤寺

町税条例の一部を改正する条例

町税条例の一部を次のように改正する

(個人の町民税の非課税の範囲)

第二十四条第一項第三号及び第二項中「下具者」 を「障害者」 に欧 る

(個人の均等割の税率)三十一条第一項第一号中「

に の の 

る

第三

力等割の税率)

7三十二条を次のように改める

第三十二条削除

( 所得割及が法人税割の税率)

第三十 m 条第一 頂中

「二万円以下の金額

一才円をこえる金額

一一万円をこえる金額七万円をこえる金額

ニャス円をこえる金額ー一一万円をこえる金額

百分の五、二

百分の大五

百分の七五

1 -

才円をこ **才**用以下 6 企 類

万円をこ之一五万円以 打円をこえ 之 五万円 八万円 以 下 以下の金額 下の金 Ó 金額

五 **が円きこ** Ž, ワ 刁 H 汉 ト の 金額

Þ. D **才** 了四 をこえ きこえ 77 · <u>=</u> D D 不用 **7**円以 以 F 下 (I) ß 金額 金額

D 刁 P きこ ż D 了 円 肊 金

V 7 をこえ 多 金額

万円をこえー

アレオ所以

下

0

癁

に改め

3

百 百 晋 700 分 分 0

酉 1)

百 O H

百 分 O 万

픕 分 O

Œ E 分の 分 0)

所得 割 の税額控除

第三 四条 の一を別える

第三 **場合にお**りて 四条の二 付当該者 ヒフリて 第二十三条第 原第一号に掲げる者に扶養親族がある 算定した所得割り 額から当該状養親族

て 三 D 円を控除 ٠

茅四 法人等の町民税の申告納付 八条第一 る

第六項」に改め 固定資産税の納税兼務者) 頂中「第六頂」 を 第七項」 ı, 同条第 頂中

建物登記法」に「登録され 第五十四条第一項中「土地台帳」を る者」を「登記又は登録され る 登録され て 41 百 改 W, ろ 法 + **(t)** 同条第五項中「土地台帳」 7 O る 個人 登記 頂 も「登記され ŧ てける者」を「登記又は登録され 又 は登録 一登記又 て山る者は ·W 「土地登記法」に き は登録されてい 「土地登記法」 て!!! 7 () に「登録される日」を「登記 る法人」 る法第三 百四十八条茅 る個 に一登録 「家屋台 に一金録され 7 され |<u>-</u> 1.) Z 鲎 7, を . ر 頂

اما

Ħ

i

Ł

**i**\_

囚

3

固定

## 帶金0里収)

に登記の申請を」に「申告をしなかった」を「申請又は申告 登記法(明治三十二年法律第二十四号)第八十条第一原若しくは第三庾 台帳法若しくは、家屋台帳法の規定によって登記所に申告」を「不動で に「申告をした」を「申請又は申告をした」に改める 十三条の見出中 十一条/八第九十三条第一項若しくは第三項 若しくは第三項、若しくは第九十三条の大の規定によって登記が 「届出」を「中 詩 に文め 同系 第九十三条の一年 茅一 **溴中** 一土 をかっ

固定資產評価審查季員会の設置)

登記法に登記」に改める 第七十八条中「土地台帳又は家室台帳に登録」を「土地登記窓又 d

(電気ガス税の課税免除)

**第九十七条を欠りように改める** 

第九十七条削除

(電気ガス税の皇收の方法)

第九十九条第一厦中「养四頂」 を一 第大原」に「第五十六条」を「第五

十五条」に改める

(普慮)室収に係る電気ガス税 の納期等)

茅百五条第 **勇及が第百十条中「第四勇」** を「第六項」 一二改めっ

茅百二十三条中「伐採した素材」を「申告納付 第百二十一条第一項中「立木の州有者とする」で「素材とす(木材引取税の特別単収の手続) 引取税に係る素材」に改める ってする立木の賣買契約のときの立木所有者とする」に改め すべきことゝるった木材 する目的をし る

則

(施行期日)

この条例は公布の 日から施し 4 る

用)

可昭和 十四条の一及び第百二十一条の規定は昭和三十六年度分の町税 三十五年度分の町税から適用し、第三十一条、第三十四条条例による改正後の町税条例第二十四条及び第百二十一 条 第三十四条、第〈び年百二十一条の規

- 5

『規定による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第一百二十大号)の十五年法律第十四号)附別第三条◎規定により同志附別第十六条第一項 この条例の施行後不 澎 用され て | 1 る前 動産登記法の一部を改正する等の法律 19 . \_ \_ 条例 7- 1-る改正前の町税茶例の規定 昭和

这 Ē 前 の て |す 石を従 N 税条 前の 例 例 規 基基 よる て 課じ 又\_ IJ あ .7 た